

## 平成 26 年度 事業 計 画

### 1 事業計画に至る本会の取組

大阪司法書士会（以下「本会」という。）は、これまで多方面にわたる事業を展開し、また、多くの課題に対処してきた。

会員の登録事務や会員への連絡事務など、会の基本機能に関することはもちろん、業務関係法規の調査及び研究事業などにも精力的に取り組んでいる。

平成 26 年度（以下「今年度」という。）事業方針及び計画の概要に入る前に、まず、これまでの様々な取組のうち「国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業」に関する実績について触れておきたい。

#### (1) 社会問題、地域連携事業

社会問題、地域連携事業に対して、これまでの本会の取組状況は、実に活発であり、一定の成果を上げている。

元号が昭和から平成に変わり、消費者の多重債務問題がクローズアップされたころ、自己破産申立書類作成を扱う司法書士はまだ少数で、同職からも（あまりいい意味ではなく）特別な存在のように見られていた。そのような時代から、本会は、多重債務者の相談会を催し、自己破産手続や債務弁済協定調停事件に関する会員研修を実施していた。

また、予防司法の観点から、市民に対する法知識の普及の必要性を強く感じ、主にこれから実社会に出ようとする高校生を対象とした法教育活動も展開し、現在に至っている。

その他にも、借家トラブル、ネットトラブル、自死問題、虐待問題、貧困問題、労働問題、犯罪被害者支援など様々な消費者問題、人権問題に取り組み、一昨年からは、空き家問題に対し取組をはじめた。

具体的な活動として、それぞれの問題、課題に対して、相談活動や会員研修を企画・実施し、関連諸機関・関連団体と連携を図って様々な活動を展開してきたのである。

#### (2) 相談事業、会員研修

本会の「国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業」に関連する取組は、上記のような個別の対応にとどまらない。

相談事業に関しては、3か所に開設している司法書士総合相談センターをはじめ、電話相談も展開し、支部事業まで含めれば、府下 40 か所を超える場所で相談活動を実施している。以前はもっぱら広報の一環として扱っていた相談事業を、本会では比較的早くから、社会活動の一環と位置づけて展開してきた。

いまでこそ珍しくないが、相談者のプライバシー保護や来場者の安全など相談環境に配慮した相談会場の設計、あるいは相談の質を担保するため相談員に一定要件を課す登録相談員制度の導入などは、本会が先駆的に取り入れたことである。

国民に対して司法書士が提供する法的サービスの質の向上・確保の視点に立てば、会員研修も充実しているといえる。本会が実施する研修は年 40 回を超えてお

り、その内容も実に多種多様である。研修所のみならず、各委員会、研究会、そして支部が企画又は実施する研修も盛んである。また、会員の研修参加率も、全国的に見て見劣りするものではなく、その意味でも本会の研修実績は誇れる。

## 2 今年度事業の方針と重点分野

本会が、社会問題、地域連携事業に力を入れて取り組んできたのには、司法書士が司法書士として社会に役立てることに積極的に関わり、それが結果的に「身近なくらしの法律家」として司法書士を社会に根付かせ、ひいては業務を受任・受託する機会の拡大にもつながると考えているからである。

今年度も、これまでの実績を踏まえ、同様の活動を展開することによって「身近なくらしの法律家」としての地位を確固たるものにしたい。

その上で、今年度は「不動産及び商業・法人登記手続（以下「登記手続」という。）」に注目し、「広報活動」と「会員研修」そして「倫理の啓発」に重点を置いて事業を展開していく。

司法書士の基幹業務は、やはり登記手続に関する業務である。司法書士を取り巻く業務環境が依然として厳しく、さらに司法書士でない者が登記手続に業として関与している実態がある中であって、会員が登記手続業務に携われる環境作りに関し、本会としてできることに積極的に取り組んでいく。

その方策としては、いろいろなことが考えられるが、まずは積極的な広報活動が欠かせない。また、司法書士に対する社会からの信頼を確保するために、さらなる研鑽と執務倫理の確保も不可欠な要素である。

### (1) 広報活動

本会が司法書士制度発展のためにする施策として、広報が極めて重要である。司法書士が携わることのできる業務範囲は、かなり広範にわたるが、それらの全てが一般に十分認知されているとは言い難い。不動産登記、商業・法人登記はもちろん、供託、債権・動産譲渡登記、後見登記の各手続代理、帰化申請書や裁判所・検察庁提出書類の作成、そして簡裁訴訟代理等関係業務、裁判外紛争解決手続業務、さらには後見業務を含めたいわゆる司法書士法施行規則 31 条業務など、司法書士ができる業務について、様々な媒体、機会を活用し、広報活動を展開していく。

今年度、市区町村関係部局等との地域連携策に関する意見交換を計画している。これは、いわゆる地域連携事業のみならず、相談事業や法教育事業など、地域での司法書士の活用をアピールするために行う活動である。その中においても、登記制度の重要性と司法書士の役割、有用性を改めて強調し、ご理解をいただくよう努める。

通常、広報といえば対外的な活動が中心であるが、今年度は対内広報にも力を入れようと考えている。

前記のとおり、本会では多岐にわたる活動に取り組んでおり、連携している関係諸機関、関連団体等からは一定の評価を得ている。しかし、肝心の本会会員が本会の取組を知らないことがある。二千名を超える会員の中には会務や社会活動

に関心が薄い会員もいるかも知れないが、会員には少なくとも本会の取組と実績を知っておいてもらいたい。それが結果的には、有力な対外広報につながるものと考える。

さらに広報の手段も様々な方法があり得る。昨年度復活し、成功裏に終えた新年賀詞交歓会もその一つであるし、関係諸機関・関連団体等との連携も広い意味では広報の側面をもつ。今後も本会は、司法書士制度について地道に広報活動を続ける。

## (2) 会員研修、研究活動

会員研修については、司法書士が「身近なくらしの法律家」として一層活躍するべく「法律実務家としての基礎力増強」を主眼に置いて企画する。

実践的な研修のほか、実務経験に頼りがちで案外疎かにしがちな登記手続に関する基本法令の条文理解や、民事訴訟手続における要件事実論、事実認定論の復習のような、基礎レベルの研修も積極的に実施したい。

また、市民から相談を受ける際に役立つ相談技法の研修や、民事訴訟の代理人として活動する場面を中心に想定した研修講師の養成講座を計画している。

なお、後者の研修は、裁判所の協力のもと実施するものである。

研修所には、現在「家族法」「会社法」「債権法改正」の各研究会が設置されているところ、これらの研究活動も促進していく。債権法改正は、改正法の施行がまだ先であるからといって、基本法中の基本法である民法改正に対して司法書士が無策であってはならない。本会でも今後の改正動向を注視し、情報を会員に発信していく。また、家族法改正に関しても情報収集に努める。

## (3) 司法書士倫理

司法書士倫理の面からも、いままで培ってきた司法書士と登記手続の関係を大切にしたい。特に、不当誘致や名板貸しと依頼者の本人確認、意思確認の不徹底に対しては、強い問題意識を持って対応する。

不当誘致に関していえば、司法書士法施行規則で、司法書士は他人をしてその業務を取り扱わせてはならず、また、不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならないと定められている。前者の例は、雇用の形態を取った非司法書士提携や補助者立会いであり、後者の例は仕事紹介の見返りに金品を提供する行為である。これらの行為は、名板貸しとともに司法書士全体の品位をおとしめるものであるので、本会でも情報収集に努め、これらの行為が認められれば厳正に対処していく。

また、依頼者の本人確認・意思確認に関しては、これを誠実に履践し、登記制度の信頼醸成に大きく貢献してきたからこそ、司法書士が登記手続の専門家として社会から評価され、市民から高い信頼を獲得できたものと確信している。これがないがしろにすることは、自らの職責を放棄又は否定したことに等しい。近時、この基本を軽んじ、綱紀事案となる実例が増えている。この対策として、まずは会員に対する職責の自覚の啓発を一層強化し、対外的にも「司法書士は職責として、登記申請当事者の本人確認及び意思確認を実行する。」ことをアピールしていくことで防止を図る。

### 3 今年度実施する具体的事業及び検討事項

以上、今年度事業の方針及び重点項目を示した。

もちろん、これまで本会が取り組んできた各事業についても積極的な取組を継続し、日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪）、公益社団法人総合紛争解決センターはじめ、関係諸機関、関連団体等との緊密な連携体制を維持する方針に何ら変わりはない。また、法務局、裁判所、各自治体とも一層の協調を図る。

より具体的な事業項目は、別紙「平成 26 年度事業計画細目（案）」に、会則の事業分類に従い、予算措置に対応するように掲載したので、ご参照いただきたい。

#### (1) 新規事業等

今年度、新たに実施を予定している具体的事業は、すでに記した「市区町村関係部局等との地域連携策に関する意見交換」や「裁判実務実践研修（講師養成講座）」のほか「綱紀事案の全件調査委嘱への対応」、「司法書士の日特別電話相談会」、そして「親子法律教室の開催」が主なものとして挙げられる。

「綱紀事案の全件調査委嘱への対応」は、今秋を目処に全国的に導入が予定されている法務局からの綱紀事案全件調査委嘱に対応できる応じる体制を整えるものであり、あわせて、綱紀調査から注意勧告、量定意見の報告までの各手続の見直しにも取り組む。

「司法書士の日特別電話相談会」は、例年 8 月 3 日前後に実施している「（高校生を対象とした）一日司法書士」に続く「司法書士の日」にまつわる行事として実施する。

「親子法律教室」は、これまで実践してきた法教育活動の新たな取り組みとして行うもので、小学生とその親を対象に、親しみやすい教材を用いて、法的な考え方に触れ、学んでいただく機会を提供するものである。

また、新たな事業ではないが、今年度は、隔年で実施されている韓国ソウル中央地方法務士会との交流会や大阪簡易裁判所との懇談会が予定される年であり、これらについても誠実に取り組み、会員に還元できる成果を上げたい。

その他、現在、日本司法書士会連合会が目指している司法書士法改正の実現のため、本会としてできることを考え、実行に移していく。

#### (2) 検討事項

最後に、将来の本会活動を展望し、今年度、検討を予定している事項を挙げておく。

事業分野では、司法書士が日常業務の中で関わることの多い「家事事件手続に関する相談活動」の実施と、不意に被告の場に立たされた市民を支援するための「当番司法書士（仮称）」制度の創設を考えている。

裁判所提出書類の作成業務（本人訴訟等支援）については、少額裁判事件や被告事件、民事調停事件とともに促進を図っていくが、代理人訴訟業務との相違を周知する方法を工夫したい。

財産管理業務に代表される司法書士法施行規則第 31 条に規定された業務については、関連する各委員会において活用事例等を検討し、必要に応じてワーキン

グチームを編成したい。

また、本会の組織・運営に関することでは、本会の各方面における事業展開の充実ぶりが全国に誇れるものである反面、現在の経済事情では財政的に限界に達しつつあり、人員的にも一部の会員に負担が集中するなど、多重会務の弊害が指摘されていることも否定できない。将来のことを考えれば、ここで一旦、組織・財政・事業について抜本的な見直しが必要と思われる。については、これまで本会が築いてきた実績に十分配慮しながら、全般的にスリム化を図る方向で具体的な方策を検討する。

各支部での活動は研修や相談事業を中心として活発に行われているが、昨年度は支部会計に統一科目を導入し、各支部間の財政状況を一覧して比較検討できるようにした。今年度は、各支部財政のあり方について、さらに検討を進め、また、本会事業と支部事業の配置についても考えていきたい。

以上

## 平成26年度事業計画細目

事業種目	事業内容	所管
1. 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業	司法書士法違反に関する調査	総務部
	執務に関する会員事情確認及び指導	総務部
	市民窓口の運営	総務部
	紛議調停の運営	総務部
	綱紀調査案件の対応	総務部
	注意勧告事案の対応	総務部
	綱紀調査手続の改善策の検討・実施	総務部
	綱紀事案の全件調査委嘱への対応	総務部
	登録調査の実施	総務部
	会員の年間業務報告調査の実施	総務部
	各種ハラスメントの対応	総務部
2. 会員の執務の指導及び連絡に関する事業	司法書士会関連法規集の改訂	総務部
	会務通信の調製・発行	会員事業部
	会員への情報提供、資料発行	会員事業部
	会員名簿の発行	会員事業部
	フクロッポウ・ネットサービスの提供	会員事業部
	会報大阪PONTEの発行	会員事業部
3. 日司連が行う司法書士の登録の事務に関する事業	司法書士会員の登録事務、会員証の発行	総務部
4. 司法書士法人の届出の事務に関する事業	法人会員の登録事務	総務部
5. 相談に関する事業	司法書士総合相談センターの運営	相談部
	司法書士総合相談ホットラインの運営	相談部
	成年後見常設相談の実施	相談部
	相続登記手続専門相談の運営	相談部
	女性と子どもための専門相談の運営	相談部
	ホームレス相談の実施	相談部
	労働トラブル電話相談の運営	相談部
	「司法書士の日」特別電話相談会の実施	相談部
	日曜無料法律相談会の実施	相談部
	社会問題等に対応し臨時に行う相談活動	相談部
	日司連司法書士電話相談センターへの協力	相談部
	法テラスセンター相談との連携	相談部
	自治体等との契約等に基づく相談員派遣	相談部

事業種目	事業内容	所管
5. 相談に関する事業	自由業団体連絡協議会合同相談会への参画	相談部
	他団体が実施する相談事業への協力	相談部
	支部相談事業の委嘱及び管理	相談部
	会員の相談技法向上に関する取組	相談部
	一般民事専門分野相談の運営	相談部
6. 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業	裁判外紛争解決手続の啓発活動	社会事業部
	総合紛争解決センターの活動への参画・連携	社会事業部
7. 研修に関する事業	会員研修(業務関連・周辺分野)の実施	研修所
	会員研修(倫理等)の実施	研修所
	新人研修(集合研修・配属研修)の実施	研修所
	裁判実務実践研修(研修講師養成講座)の実施	研修所
	専門分野相談員の養成研修の実施	研修所
	簡裁訴訟代理能力認定の模擬考査の実施	研修所
	会員の研修履修機会の拡充策の実施	研修所
	研修所定単位未取得者への対応	研修所
	日司連が行う年次制研修の運営	研修所
8. 業務関係法規の調査及び研究に関する事業	家族法の研究及び成果の発表	研修所
	会社法の研究及び成果の発表	研修所
	民法(債権法分野)改正の研究及び成果の発表	研修所
	上記3項目以外の研究成果発表	研修所
	法規に関するパブリックコメント等の対応	企画情報部
	外部研究会等への参加・学識経験者等の招聘	企画情報部
	情勢に応じたWT・PTの組成	企画情報部
	家庭裁判所との連絡協議会への参加	企画情報部
9. 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、はんぷに関する事項	業務関連図書及び用品のあっせん、はんぷ	会員事業部
10. 福利厚生に関する事業	福利厚生事業の協同組合との協働	会員事業部
11. 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業	市区町村関係部局等との地域連携策に関する意見交換会	総務部 企画情報部 社会事業部
	登記手続業務に関する取組	企画情報部
	登記実務研究会の開催	企画情報部
	裁判関係業務に関する取組	企画情報部
	大阪簡易裁判所との懇談会の開催	企画情報部

事業種目	事業内容	所管
11. 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業	刑事司法に関する取組	企画情報部
	法改正に関する取組	企画情報部
	民事法律扶助の利用促進、法テラス大阪との連携	社会事業部
	後見業務に関する取組	社会事業部
	中小企業支援業務に関する取組	社会事業部
12. 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事業	賠償責任保険の支払に関する審議と給付	会員事業部
13. 統計に関する事業	アンケートなどによる情報収集	企画情報部
14. 講演会及び講習会等の開催に関する事業	法教育活動の普及及び実践	社会事業部
	親子法律教室の開催	社会事業部
	後見制度に関する市民公開講座及び相談会の開催	社会事業部
	市民後見人養成の支援	社会事業部
	対外的な講演会・シンポジウム等の開催	広報渉外部 社会事業部
	他団体等への講師派遣等	研修所
15. 広報活動に関する事業	マスメディア等宣伝媒体を利用した広報	広報渉外部
	ホームページの充実	広報渉外部
	フクロポウNEWS等の対外広報誌の発行	広報渉外部
	「司法書士の日」一日司法書士の実施	広報渉外部
	インターンシップ学生等の受入れ	広報渉外部
	クライシスコミュニケーションへの対応	広報渉外部
	記者懇談会の実施	広報渉外部
	新年賀詞交歓会の開催	広報渉外部
16. 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業	紛議調停の運営	総務部
	市民窓口の運営	総務部
17. 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業	情報公開関連諸規定に基づく情報公開	広報渉外部
18. 公共嘱託登記の受託推進に関する事業	公共嘱託登記司法書士協会への助言	総務部
19. 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業	少額裁判報酬助成の審査及び実施	会員事業部
	会員に対する公益的活動の推進	会員事業部
	労働問題に関する取組	社会事業部
	社会保障制度に関する取組	社会事業部
	犯罪被害者支援活動に関する取組	社会事業部
	虐待問題に関する取組	社会事業部



事業種目	事業内容	所管
19. 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業	消費者問題に関する取組	社会事業部
	自死問題に関する取組	社会事業部
	貧困問題に関する取組	社会事業部
	空き家問題対策に関する取組	企画情報部
	法改正に関する取組	企画情報部
	災害復興支援に関する活動	相談部 社会事業部
20. その他本会の目的を達成するために必要な事業	総会の開催	総務部
	慶弔、表彰	総務部
	役員等選挙の実施・綱紀調査委員の選任	総務部
	木曜会の開催	総務部
	筆界特定制度の対応	総務部
	事務局体制の整備	総務部
	事務局職員の福利厚生	総務部
	会館の管理運営・防災対策	総務部
	会費滞納者の対応	財務部
	会館維持協力金の管理	財務部
	会則・諸規則・諸規程等の見直し	企画情報部
	組織・財政・事業の改善に関する検討	企画情報部
	支部会費、支部事業に関する検討	企画情報部
	支部事業に対する助成	研修所 相談部 広報渉外部
	大阪司法書士会史第4巻の編さん作業	会員事業部
	関連団体等との交流	広報渉外部
	東京司法書士会との協議会の開催	広報渉外部
	大阪土地家屋調査士会との協議会の開催	広報渉外部
	韓国ソウル中央地方法務士会との交流	広報渉外部
	クライシスコミュニケーションへの対応	広報渉外部
自由業団体連絡協議会の参画	広報渉外部	

# 大阪司法書士会組織図

会長	
副会長	
総務部	非司法書士排除委員会 市民窓口運営委員会 登録調査委員会 注意勧告小理事会 紛議調停委員会 会館管理運営委員会 綱紀調査委員会 選挙管理委員会 監査会 支部長会
相談部	
会員事業部	表彰委員会 事故処理委員会 会史編纂特別委員会 少額裁判報酬助成審査委員会
財務部	
研修所	家族法研究会 債権法改正研究会 会社法研究会
企画情報部	法改正対応委員会 登記委員会 空き家問題対策検討委員会 刑事司法委員会 裁判事務委員会 組織財政事業改革検討委員会
広報渉外部	
社会事業部	法テラス対応委員会 消費者問題対策委員会 自死問題対策委員会 人権委員会 法教育推進委員会 後見委員会 中小企業支援業務検討委員会 総合紛争解決センター対応委員会